2020年6月18日 行 政 報 告 資 料 財務部市民税課・納税課

確定申告の期限延長による影響について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、確定申告書の申告期限が4月16日まで延長されたことを受け、国税庁による期限内確定申告書のデータ送信日が4月9日から5月7日に変更されたことによる影響及びその対応について報告します。

1 市民税・都民税申告について

市民税・都民税申告の申告期限を4月16日に変更したことによる影響はありません。

2 確定申告書についての処理状況

確定申告受付件数は約84,000件で、6月の当初課税までに反映可能な件数は72,000件のため、約12,000件が当初課税に反映されません。

3 市民税・都民税以外への影響

市民税・都民税の課税内容をもとに算定する国民健康保険税や後期高齢者医療、介護保険料など 9 課 18 事業に影響があります。

4 今後の対応

期別納付の機会の確保及び各部署における賦課等への影響を最小限に抑えるため、順次、市民税・都民税の賦課決定を行い、納税通知書を発送いたします。 そのため、課税経験を有する他部署の職員に応援をいただき、確定申告書の税務システムへの入力作業を行います。

なお、法改正により、新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難な方に対し、2020年2月1日から2021年1月31日までに納期限が到来する地方税について、徴収猶予の特例制度が設けられました。これにより、無担保かつ延滞金なしで、1年間の徴収猶予が認められます。

市では、2021年2月1日から3月31日までに納期限が到来する地方税等についても、地方税法第15条に基づく徴収猶予制度を運用し、特例制度と同様に対応を行います。